(2024年5月7日以降の申込用)

延長保証保険 検査コース 申込みガイドブック



2024年5月7日



目次

Ι.	検査コースの利用にあたっての注意事項	3
	1.延長保証保険の目的	3
	2.検査コースの利用にあたっての注意事項	
п.	延長保証業務と申込手続きの流れ	3
	1. 手続きの流れ	3
	2. 概要説明動画の活用	4
	3. 検査特例の適用を受けるには	4
ш.	住宅事業者が行う建物の現況確認	5
	1. 現況確認のポイント	
	2.確認事項	
	3.戸建住宅の主な確認内容	5
	4. 現況確認 実施報告書 作成のポイント	6
IV.	申込時の提出書類	7
	1. 共通の提出書類	7
	2.利用条件によって追加提出が必要な書類	7
	3. 契約内容確認シート (住宅所有者からサインを取り付ける書類)	8
	4. 住宅の瑕疵に関する保証書 (住宅事業者から住宅所有者へ渡ず書類)	
٧.	w e b 申込みの手続きの流れ	9
	1. 新規に物件を作成して保険を申し込む場合	9
	2.新築瑕疵保険を利用した物件に保険を申し込む場合	16
VI.	申込後の物件の状況確認方法	17

この申込みガイドブックは、検査コースの延長保証保険の利用にあたっての注意事項や、建物の現況確認の概要、申込手続きについて説明をするものです。保険期間や保険事故といった補償内容や商品の概要を確認する場合は、概要説明資料や重要事項説明書をご確認ください。

I. 検査コースの利用にあたっての注意事項

1. 延長保証保険の目的

延長保証保険は、**建物の外装部分を良好な状態で維持するために定期的に必要となるメンテナンス工事に構造・防水性能に関する長期保証という付加価値をプラス**することを目的とした保険商品です。

メンテナンスコースは、**新築から10年が経過するタイミングでの初回のメンテナンス工事**や、そ**の後定期的に必要となるメンテナンス工事に活用**できます。メンテナンスコースの利用にあたっては、建物の築年数に応じて保険の利用ルールに従った工事を実施する必要があります。詳細は、メンテナンス工事実施基準をご参照ください。

なお、検査コースは、15年までの保証継続を通じて15年目のメンテナンス工事の獲得を目指す延長保証スキームに 活用できます。15年目のメンテナンス工事の実施時にはメンテナンスコースを利用します。メンテナンスコースの利用後に 再度検査コースを利用できるので、15年周期のメンテナンスを前提とする延長保証制度を構築することもできます。

2. 検査コースの利用にあたっての注意事項

建物には、瑕疵の有無に関係なく経年と環境に応じた劣化が生じますが、**経年劣化は瑕疵ではないため、経年劣化に起因する雨漏れは保険の対象にはなりません**。部材や仕上げ材には耐用年数があり、シーリング材など耐用年数が10年に満たないような部材もあります。

<経年劣化が雨漏れに直結する例>

防水材の端部の防水措置をシーリング材に依存している建物は、シーリング材の切れや欠けが雨漏れに直結する可能性がありますが、**経年劣化による場合は保険事故には該当しません**。バルコニーも**耐用年数経過後に生じた防水材のひび割れ等を原因とする雨漏れは保険事故には該当しません**。

保険の申込手続きで行う建物の現況確認では雨染み等の顕在化した不具合事象が生じていないかの確認を、目視等が可能な範囲で行うもので、**経年劣化が生じていないなど、建物のコンディションの確認を目的として行うものではありません**。

検査コースの利用にあたっては、使用している部材の耐用年数や建物の形状を鑑みて、経年劣化が雨漏れに直結する恐れが無い建物であることを事前にご確認ください。

Ⅱ. 延長保証業務と申込手続きの流れ

1. 手続きの流れ

☆検査特例と利用して現場検査を省略する前提で申込手続きの流れを説明します。



1	建物の現況確認の実施 (10 年点検)	「現況確認マニュアル」に従って建物の現況確認を行い、「実施報告書」を作成します。	現況確認の有効期限は実施日から3か月です。 保険の申込みは実施日から3ヶ月以内に行ってく ださい。
2	保証と保険の概要説明	概要説明書を使用して、 住宅所有者に延長保証の 概要説明を行います。	説明後、住宅所有者に「契約内容確認シート」に サインしてもらいます。
3	保険の申込み	ハウスジーメンのポータルサイト から行います。 ⇒ 具体的な申込手続きは<u>Vを参照</u>してください。	10 年経過後に保険の申込みを行う場合は、実施報告書の確認日から保証が開始します。

4	保険証券の発行	現況確認の「実施報告書」の確認後、保険証券と付保証明書を発行します。	住宅事業者が与信基準を満たさない場合は、保 険証券は保険料の入金の確認後に発行します。
5	付保証明書等の提供	書類情報から「住宅瑕疵に関する保証書」と「付保 証明書」をダウンロードして住宅所有者に渡します。	w e b 証券を希望しない場合は、付保証明書は 郵送されたものを渡してください。

2. 概要説明動画の活用

住宅所有者への、延長保証の概要と保険の内容のうち住宅所有者に関わる部分の説明は、ハウスジーメンのホームページのサービスメニューで公開している概要説明動画を活用できます。概要説明動画には、概要説明書の右上にある二次元バーコードから直接アクセスすることもできます。



概要説明書の右上にある二次元バーコードを スマートフォンやタブレットで読み込んで、 概要説明動画を再生できます。

概要説明動画の再生

>概要説明書はこちらから確認できます。

. 概要説明動画は こちらから確認できます





3. 検査特例の適用を受けるには

検査特例の適用を受けられるのは次のいずれかに該当する場合です。なお、A②とB①の取扱いの適用を受けるためには、事前の申請が必要です。

A	現況確認が次のいずれかの者によ り行われている場合	① 既存住宅状況調査技術者の資格者② 住宅事業者の委託を受けたハウスジーメンの現場検査の受託検査機関や登録 検査会社(実施者の資格を問わず)
В	住宅事業者が次のいずれかに該当 する場合	① ハウスジーメンの現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検 基準を定めている。② ハウスジーメンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社である。

- > A ②の検査特例の適用を受けるための申請書は、こちらから確認できます。
- > B①の検査特例の適用を受けるための申請書は、こちらから確認できます。

Ⅲ. 住宅事業者が行う建物の現況確認

住宅事業者が申込手続きで実施する建物の現況確認の基本的なルールは次のとおりです。

1. 現況確認のポイント

マニュアル	「延長保証保険 現況確認マニュアル」に従って実施します。
基本的なルール (共通)	足場や屋根に登らずに安全に移動できる位置から確認できる範囲で、補修が必要になるような顕在化した事象が生じていないかどうかの確認を行います。基本的には目視確認により行いますが、床の傾斜の確認はデジタル水平器等の計測機器で、コンクリートのひび割れの幅はクラックスケールを使用して確認します。 なお、ハウスジーメンによる現況確認の確認内容のルール付けは、住宅事業者がハウスジーメンの現況確認マニュアル以上の内容の確認を、実施することを妨げるものではありません。
基本的なルール (共同住宅)	共同住宅の現況確認では、居室に立ち入っての確認は行わず、 鉄筋コンクリート造の建物の場合は最上階の 居室に、それ以外の構造の建物の場合は住棟内の居室に、雨漏れ等の事象が発生していないか、住宅所 有者や管理組合、管理会社等にヒアリングして確認します。

2. 確認事項

現況確認では、次の部位を確認します。事象が発見された場合は補修が必要です。

3. 戸建住宅の主な確認内容

		基礎外部	コンクリートに規定値以上のひび割れや欠けが生じていないか
	建物外部	外壁	外壁材を貫通するひび割れやジョイントを跨ぐひび割れが生じていないか
交织		外部シーリング	外部シーリングに切れや欠け、ひび割れ、肉やせが生じていないか
夕	小 部	軒裏	雨染みが付いていないか
		勾配屋根	屋根葺き材にひび割れや欠け、ズレが生じていないか
		バルコニー、陸屋根、屋上	防水材に欠けや剥がれが生じていないか
	— 般	床	6/1000(0.6%)以上の傾斜が生じていないか
建物内部		内壁、天井	雨染みが付いていないか
内部	点検口	床下点検口(床下)	床組や土台にひび割れや欠け、蟻害や腐朽が生じていないか
		天井点検口(小屋裏)	小屋組や野地板に雨染みが付いていないか

- > 現況確認の詳細については、「現況確認マニュアル」で確認してください。
- > 「現況結果 実施報告書」は、こちらからダウンロードできます。

4. 現況確認 実施報告書 作成のポイント



(① 物件の名称に加えて、現況確認の実施者と実施日を記載し ・ ます。

② 建物外部からの確認する項目の結果を記載します。 事象が発見されなかった場合や該当部位がない場合は「〇」 を、事象が発見された場合は「×」を選択してください。

③ 建物内部から確認する項目の結果を記載します。チェックのルールは②と同様です。

床については、測定した中で1番傾きが大きかった箇所の傾 斜と測定した居室を記載します。

 <この項目は判定欄のほか、傾きの最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です>

 6/1000以上の傾斜
 傾きの最大値(0)/1000・計測場所(1))階
 LDK

(注) 床の傾斜の記入が漏れるケースが多くなっていますので、作成時には注意をお願いします。



- ① 現況確認の実施時に以下の箇所の写真を撮影し、実施報告書の写真帳票に貼付します。
 - 建物の全景
 - 小屋裏(小屋裏がある場合)
 - 床下(床下にスペースがある場合)
 - 外部シーリング(露出しているシーリングがある場合)
 - 居室内観(どこか1居室を撮影)
 - バルコニー防水層(ある場合)
 - バルコニードレイン(ある場合)
 - 屋上 防水層(ある場合)
 - 屋上 ドレイン(ある場合)
 - 指摘箇所(ある場合)

写真を実施報告書に貼付する際には縦横比率を変更しないで ください。

Ⅳ. 申込時の提出書類

1. 共通の提出書類

◎の付いた書類はハウスジーメンの指定書式を使用してください。

	現地案内図	建物の所在地と周辺地図が確認できるもの 新築時に作成した平面図と立面図(他社物件で立面図がない場合は、建物の外観を複数方向から撮影した写真でも構いません) 概要説明を行い、住宅所有者のサインを取得したもの	
	平面図と立面図		
©	契約内容確認シート		
現況確認の結果を記載して写真を添付したもの (注)検査特例を利用する場合は、現況確認の実施日から3ヶ月以内のものが有効がある。 から3ヶ月超が経過している場合は、再度の現況確認が必要です。		(注)検査特例を利用する場合は、現況確認の実施日から3ヶ月以内のものが有効です。実施	
	10年満了日が確認できる書類	建物の種別に応じたもの	

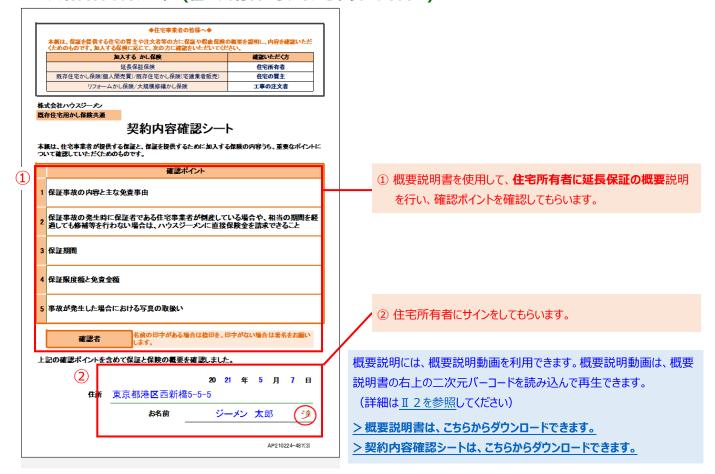
10年満了日が確認できる書類は、次のいずれかの書類が該当します。

	建物の登記簿謄本(全部事項証明書)(取得時期は問いません)
いずれか	新築時の引渡日が確認できる住宅事業者等が作成した書類
	新築瑕疵保険の保険証券等の書類

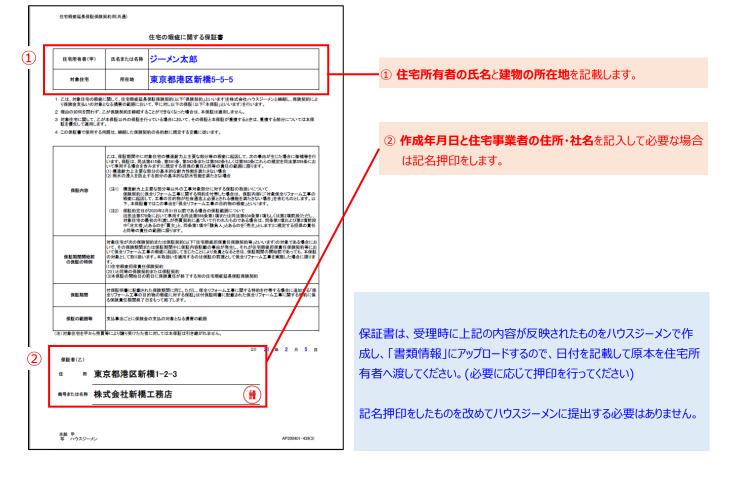
2. 利用条件によって追加提出が必要な書類

状況調査技術者の検査特例を利用	当該資格の資格者証	現況確認を実施した方のもの	
性能評価付き住宅に該当	建設住宅性能評価書	新築時に取得したもの	
長期優良住に該当	長期優良住宅の認定通知書	新築時に取得したもの	

3. 契約内容確認シート (住宅所有者からサインを取り付ける書類)



4. 住宅の瑕疵に関する保証書 (住宅事業者から住宅所有者へ渡す書類)



V. web申込みの手続きの流れ

1. 新規に物件を作成して保険を申し込む場合



WEB申込みサイト ログイン ユーザーID(1000000000 バスフードをかられる ・ 当サービスは、Google Chrone、Microset Edge と ひ、利用が可能です。 ・ ごのサイトは、多数時代は、本文会社・グステーメン(03-64087442)までお願います。





<ポータルサイトへのログイン>

ハウスジーメンホームページ上部の「web 申込み」をクリックします。

ログインページが表示されるので、ログイン用の ID とパスワードを 入力して「ログインボタン」をクリックします。利用規約の確認画 面が表示されるので、続けて「上記の内容に同意するボタン」をク リックします。

ログインページはこちらからもアクセスできます>

https://www.house-gmen.net/portal/login.aspx

<保険を申し込む物件の作成>

ポータルサイトのトップメニューが表示されるので、「新規物件登録ボタン」をクリックして保険を申し込む住宅(物件)を作成します。

「登録済み物件の検索・新規物件登録画面」が表示されますので、「新規物件登録ボタン」をクリックしてください。

物件情報の登録 確認申請書や契約書といった書類をご準備のうえ、各書類の記載に沿った入力を上から順に行ってください。 ポータルサイトで表示できる漢字はJIS規格 (JIS X 0208) に該当する漢字に限られます。 JIS規格外の漢字は文字化けするため常用漢字またはカタカナに変換いたしますのでご了承ください。 戸建住宅 共同住宅(一括引渡し) 住宅の種類 ② 🚱 共同住宅 (分譲) 生宅の所在地を入力してください。 確認申請を行う場合は所在地は確認申請書に記載する建築場所に合わせてください。 郵便带号 105 住所 1(都道府県) <mark>必須</mark> 東京都 105 - 0003 住所検索 住所 2 (市町村) **必須** 港区西新橋 住所 3 (番地等) **必須** 1-1-1 注者、買主または 宅所有者 ② <mark>必須</mark> 宅建業者以外 名太郎 名夕ロウ 氏名 氏名(カナ) 発注者、買主または住宅取得者が法人や個人事業主の場合はこちらに商号か屋号(名称)を入力してください。 住宅や工事の名称 必須 新島太郎様担 メニューへ戻る

「物件情報の登録画面」が表示されるので、保険を申し込む物件 の基本的な情報を入力してください。

建物の種類を選択します。戸建住宅の場合は「戸建住宅」を、長屋や共同住宅の場合は「共同住宅(一括引渡し)」を選択します。 (完全分離型の二世帯住宅は、長屋扱いとなります)

物件所在地の郵便番号と住所を入力します。

住宅所有者の**宅建業者の該当性と氏名を入力**します。フリガナの入力は任意です。

住宅取得予定者の部分は、通常は「宅建業者以外」を選択しますが、例外的に住宅所有者が宅建業免許を持っている場合は「宅建業者」を選択します。

住宅所有者が法人の場合は、法人名称の欄に**法人名を入力**してください。

メンテナンス工事の名称を入力します。

情報の入力が完了したら、画面下にある「確認画面へボタン」を クリックしてください。



「物件情報の登録確認画面」が表示されるので、入力した内容を確認し、間違いがない場合は、画面下にある「登録するボタン」をクリックして物件を登録してください。



<保険の申込み>

「申し込む商品を選択する画面」が表示されるので、 「既存かし保険の申込みボタン」をクリックしてください。



「取次店および商品選択画面」が表示されるので、取次店の選択欄で取次店を選択し、お申込み商品の選択欄で、「延長保証保険 メンテナンスコース」を選択して、「次へボタン」をクリックしてください。

取次がなく、ハウスジーメン直扱いとする場合は、 「MT999990000/直扱い」のまま変更は不要 です。

[手順 1]申込担当者と検査窓口、検査希望日の入力

■申込担当者の情報を入力してください。
担当者以外の方に手続きの進捗案内のメールを配信したい場合は、追加でメールアドレスを登録できます。

氏名

■ 申込担当者の情報を入力してください。
担当者以外の方に手続きの進捗案内のメールを配信したい場合は、追加でメールアドレスを登録できます。

氏名

■ 申込担当者の信義を入力してください

■ 申込担当者の所含を入力してください

「日」
■ 申込担当者の所含を入力してください

「レイフン申りか1234-4678

「レイフン申りか1234-4678

申込担当者のアトレスを

■ 申込担当者のアールでと記載する場合の入力してください

■ 申込担当者以外の方に重妙案内のメールを記載する場合の入力してください

■ 申込担当者以外の方に重妙案内のメールを記載する場合の入力してください

■ 申込担当者以外の方に重妙案内のノールを記載する場合の入力してください

「申込画面」が表示されるので、[手順1]で申込担当者と現場検査の希望日を入力します。

「申込担当者の申告欄」に、申込担当者の方の氏名と所属、 連絡先を入力します。

社内等で情報共有のため、**申込担当者の方以外にも** 進捗等の案内メールを送信したい場合は、3つまで追加登録が可能です。

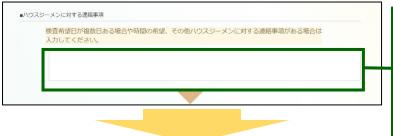


「検査窓口の申告欄」に、検査窓口の方の氏名と所属、連絡先を入力します。

申込担当者が検査窓口となる場合は、「**検査窓口は申 込担当者と同じ」にチェック**を入れてください。

「現場検査を省略する」にチェックを入れてください。

検査特例を適用しない場合は、「現場検査を省略する」にチェックを入れず検査希望日を入力してください。その場合で、 指定日の希望がないときは、検査を希望する目安の日付を 入力してください。



ハウスジーメンに、申込みに関して連絡したい事項がある場合は、「ハウスジーメンの連絡事項の申告欄」に、その内容を入力します。

検査特例を適用しない場合で、検査希望日を時期で指定したいときはここで、「4月上旬」、「4月中旬」のように入力してください。検査希望日の第2希望や第3希望がある場合もこちらに入力してください。



<申込用エクセルファイルの入力と提出>

[手順2]にある「申込フォーム取得ボタン」をクリックして、申込用のエクセルファイルをダウンロードしてください。

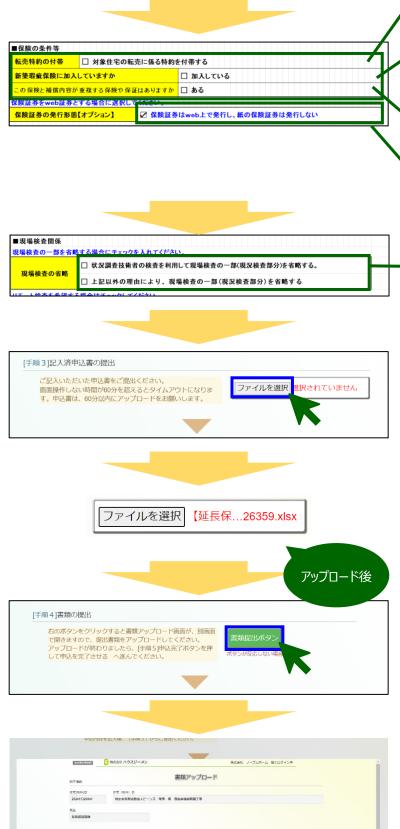
ダウンロードしたエクセルファイルを開いて、建物の情報や、保険の契約条件、実施するメンテナンス工事の入力を行います。



エクセルファイルを開くと、画面上部に「**保護ビュー」の注意文言**が表示されるので、「編集を有効にする(E)ボタン」をクリックして、編集ができる状態にしてください。

建物の概要や保険の契約条件といった申込時の入力 事項を入力していきます。項目名が黄色く塗りつぶされ ている項目が入力項目です。

保険の契約条件を入力します。



[手順1]アップロードする文書種別を選択してください。 ≥須

[手順2]ファイル選択またはドラッグアンドドロップで、アップロードするファイルを選択してください。

(文書種別を選択してください)

|手順1||文書種外を選択してください

転売特約を付帯する場合はチェックを入れてください。

新築瑕疵保険に加入している場合はチェックを入れてください。(ハウスジーメン以外の保険法人で加入している場合は、保保険証券か付保証明書の提出が必要です)

通常は空欄で OK です。万が一延長保証保険と補償内容が重複する保証や保険がある場合にチェックを入れてください。

web証券を希望しない場合は、チェックを外してください。 (初期設定ではweb証券となっています)

検査特例の適用について、申告します。

適用する検査特例を、チェックを入れて申告してください。

検査委託による検査省略と自社の点検基準の設定による 検査省略は事前申請制です。申請がない場合は表示され ません。

検査特例を適用しない場合は、チェックを入れずに次に進ん でください。

入力が完了したら、エ**クセルファイルを「名前を付けて保存」**して ください。

申込画面を再度表示して、[手順3]にある「ファイルを選択ボ タン」をクリックして、保存したエクセルファイルをアップロードして ください。

<アップロードを行う際の留意事項>

申込用のエクセルファイルの使い回しはできません。申込 手続きでダウンロードしたエクセルファイル以外はアップロー ドできないので、必ず取得したフォームを使用してください。

<書類の提出>

[手順4]書類にある「書類提出ボタン」をクリックしてください。

「書類アップロード画面」が画面内にポップアップで表示されるので、**提出書類をアップロードして提出**します。



[手順2]の「ここにファイルをドロップまたはクリックして選択」と書かれた部分に提出するファイルをドラッグすることで、書類をまとめて選択することができます。

[手順1]は飛ばしてしまって構いません。



[手順3]で、選択した書類ごとに「文書種別」を選択して、[手順4]の「書類アップロードボタン」をクリックしてください。 書類がアップロードされます

<設定する文書種別について>

アップロードする書類ごとに設定する文書種別は次ページの整理を参考に行ってください。

〈申込みの完了〉

「書類アップロード画面」が閉じて、申込画面が表示されるので、[手順5]にある「申込完了ボタン」をクリックしてください。申込みが完了します。

重要事項説明書の確認は、「重要事項説明書ボタン」から帳票ダウンロードページに移動して行えます。

「申込受付完了画面」が表示されるので、「一覧画面ボタン」をクリックしてください。申込物件の一覧画面が表示されます。

提出していない書類がある場合や書類の提出状況を確認したい場合は。「書類情報ボタン」をクリックすることで、「書類情報画面」を表示することもできます。









<申込住宅(物件)の一覧画面について>

「一覧画面ボタン」をクリックすると「申込住宅(物件) の一覧画面」が表示されます。この画面から物件ごとの受理や証券発行の状況やweb証券の確認を行うことができます。

<書類情報画面について>

「書類情報ボタン」をクリックすると「書類情報画面」が表示されます。提出した書類の確認のほか、画面下の「書類提出(アップロード)ボタン」をクリックして書類の追加提出を行うこともできます。

■申込時の提出書類とアップロード時に設定する文書種別(推奨)

提出書類	説明	<i>ア</i> ップロード時に 設定する文書種別(推奨)
現地案内図	建物の所在地と周辺地図が確認できるもの	現地案内図(付近見取り図)
契約内容確認シート	住宅所有者のサインを取得したもの	契約内容確認シート
現況確認 実施報告書	建物の現況確認の実施時に作成したもの	対象住宅の検査に係る検査報告書
10年満了日が確認できる書類	建物の種別に応じたもの(具体的な提出書類は <u>IVを参照</u>)	建物の登記簿謄本
平面図と立面図	新築時に作成したもの	図面関係
状況調査技術者等の資格者証	建物の現況確認を実施した方のもの	現況検査技術者等の資格者証
建設住宅性能評価書	新築時に取得したもの	その他提出書類
長期優良住宅の認定通知書	新築時に取得したもの	その他提出書類

2. 新築瑕疵保険を利用した物件に保険を申し込む場合



<保険を申し込む住宅の作成>

ポータルサイトのトップメニューにある「既存かし保険ボタ **ン」をクリック**します。



既存かし保険

物件検索

株式会社 ハウスジーメン 様でログイン中

適合証明(新築) 2022/04/14

○ 株式会社 ハウスジーメン

物件一覧 (申込む物件を選択してください) 検索指揮:3800 表示件数が多いため、検索条件を追加して再検索を実施ください 付金 (物件) () ・ 事業条件を指摘の MB2010023432 株式会社 ハウスジーメン 戸連新築工事 東京都港区西新橋1-2-3

「申込住宅(物件)一覧画面」が表示されるので、「新規申 込ボタン」をクリックしてください。

「物件検索画面」が表示されるので、「住宅(物件)ID」、 「住宅(物件)名」、「物件登録日」のいずれかの情報を入力 して**「検索ボタン」をクリック**してください

(左側の画面では「住宅(物件)ID」で検索を行っています)

<検索条件について>

「住宅(物件)ID」と「住宅(物件)名」は、保険証券や付保証明書に 記載されているほか、ポータルサイトからも確認できます。

「詳細検索ボタン」をクリックすることで、「住宅(物件) I D」等のほか、 と「都道府県」、「住所」、住宅取得予定者(住宅所有者)」等の条件 で検索を行うことができます。

申し込む物件が表示されたら物件の情報(青くなってる 部分)をクリックします。「取次店および商品選択画面」が 表示されます。

以降の手続きは「1. 新規に物件を作成して保険を申し 込む場合」と同様です。



VI. 申込後の物件の状況確認方法



<申込住宅(物件)の一覧画面>

ポータルサイトのトップメニューにある「既存住宅かし保 険ボタン」をクリックすると「申込住宅(物件)一覧画面」 が表示されます。この画面で物件の状況の確認や書類 の追加提出、web証券の確認などを行うことができます。

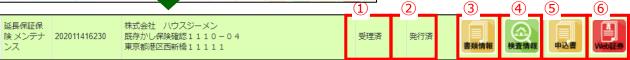


「申し込住宅(物件)の一覧画面」の各項目の役割は次のとおりです。

<検索条件について>

申込住宅(物件)の一覧画面では、「住宅(物件)ID」と「物件」、 「商品」を指定して物件の検索を行うことができます。

「詳細検索ボタン」をクリックすることで、「住宅(物件) I D」等のほか、受理・未受理物件や証券発行・未発行物件等の条件で検索を行うことができます。



- ① 受理状況の確認欄です。**申込みが受理されると「受理済」と表示**されます
- ② 保険証券の発行状況の確認欄です。保険証券が発行されると「発行済」と表示されます。
- 3 「書類情報画面」を表示するボタンです。クリックすると提出している書類やハウスジーメンがアップロードした書類を確認できるほか、追加書類のアップロードを行うことができます。
- ④ 検査情報画面(検査管理システム)を表示するボタンです。アサインされた検査員や現場検査の日程等の情報を確認できます。
 - アップロードした申込書をダウンロードするボタンです。申込時に提出した申込書のファイルを表示して、記載内容を確認できます。
- (注) 申込書の記載内容に変更がある場合は、<gyousui@house-gmen.com</br>
 宛てでメールを送信いただくか、当社コーポレートサイトの<

 問合せフォーム> から依頼をお願いします。
- **web証券を表示するボタン**です。保険証券の発行方法をweb証券としている場合に、保険証券保険付保証明書の確認を 行うことができます。

延長保証保験メニュー

202011416230 不備案内中

株式会社 ハウスジーメン 既存かし保険確認1110-04 東京都港区西新橋11111

受理済

発行済

発行済









延長保証保 険 メンテナ :

202011416230 不備案内中

株式会社 ハウスジーメン 既存かし保険確認1110-04 東京都港区西新橋11111

受理済











■不足書類

- ·現況確認実施報告書 (※指定書式)
- ・10年満了日が確認できる書類(下記のいずれか)
 - ①建物の登記簿謄本(最新のものでなくても可) 新築時の引渡日に保存登記が申請されているもの。
 - ※表題部の【原因及びその日付】や所有権保存の日が記載されたものが必要です。
 - ②建築確認書類と新築時の引渡日が確認できる書類のセット 確認済証や検査済証、台帳証明書と引渡日が確認できる引渡証明書等の書類。 ③新築瑕疵保険の加入住宅の場合:保険証券または保険付保証明書

■連絡事項

・延床面積について

135.88㎡でご申告頂いておりますが、こちらは別棟の車庫を含む面積の為住宅の面積である105.98㎡に修正させて頂きます。

■※指定書式は以下よりダウンロードをお願いします。

https://www.house-gmen.com/downloads/extended_warranty/maintenance/

申込みに不備があり、不備案内のメールを配信している場合は、物件番号の下に「不備案内中」と表示され、マウスカーソルを合わせると、案内している不備の内容がポップアップ表示されるので、内容を確認できます。



🥻 株式会社 ハウスジーメン

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 住宅金融支援機構 適合証明検査機関

©2024 株式会社ハウスジーメン